

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和4年1月)

【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。

※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名

記入者氏名

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から22までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入
しなさい。

【○×問題】

1. 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが謳われている。(道路運送法第1条)
(○)
2. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切
って旅客を運送する事業である。(道路運送法第3条)
(×)
3. 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。(道
路運送法第4条)
(×)
4. 事業者は、認可を受けた運賃の範囲内で運賃を定め、あらかじめその旨を届け出なければならない。(道
路運送法第9条の2)
(×)
5. 一般旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。)は、国土交通省令で定めると
ころにより、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。(道路運送法第12条)
(○)
6. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫の収容能力を15㎡広くした場合、車庫の位置に変
更が無ければ、事業計画の変更の手続きは必要がない。(道路運送法第15条)
(×)
7. 事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむ
を得ない場合はこの限りではない。(道路運送法第16条)
(○)
8. 事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。(道路運送法第22条の2)
(○)

9. 事業者は安全統括管理者を選任し、又は解任するときには、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（道路運送法第22条の2）

(×)

10. 事業者は営業所ごとに最低1名の運行管理者を選任する義務があるが、事業用自動車30両以上の営業所では、事業者の判断により運行管理者の数を増やす必要がある。（道路運送法第23条）

(×)

11. 事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。（道路運送法第40条）

(○)

12. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。（運輸規則第2条）

(○)

13. 事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、運送引受書の写しとともに当該運送の終了の日から1年間保存しなければならない。（運輸規則第7条の2）

(○)

14. 事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、運賃及び料金の額を記載した運送引受書を交付した場合は、この限りでない。（運輸規則第10条）

(×)

15. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。（運輸規則第21条）

(○)

16. 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに関係法令に規定されている事項を記録し、その記録を3年間保管しなければならない。（運輸規則第24条）

(×)

17. 事業者は、乗務しようとする運転者に対して原則、対面による点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならないが、営業所において乗務を開始または終了する場合であつて、早朝・深夜等営業所に運行管理者が不在となる場合については、電話による点呼でも差し支えない。（運輸規則第24条、運輸規則の解釈）

(×)

18. 事業者は、運行ごとに運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行うとともに、これを運転者に携行させなければならない。また、運行指示書を運行の終了の日から3年間保存しなければならない。（運輸規則第28条の2）

(×)

19. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を掲示する必要はない。（運輸規則第42条）

(×)

20. 事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに運行管理者資格者証を有する者の中から運行管理者を選任しなければならない。（運輸規則第47条の9）

(○)

21. 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。（運輸規則第50条）

(○)

22. 事業者は運行管理者を選任した場合に届け出なければならないが、運行管理を補助する者を選任した場合はこの限りではない。（運輸規則第68条）

(×)

【選択問題】

II. 次の各文中の（ ）の部分にあてはまる語句を下から選び、（ ）内に記号を記入しなさい。

23. 「旅客自動車運送事業」とは、（ ウ ）に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。（道路運送法第2条）

ア. 自己の目的 イ. 自治体等の要請 ウ. 他人の需要

24. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（ ウ ）年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（道路運送法第8条）

ア. 2 イ. 3 ウ. 5 エ. 6 オ. 10

25. 一般旅客自動車運送事業者は、（イ）により、旅客の運送をしなければならない。（道路運送法第14条）
ア. 車両に乗り込んだ順序 イ. 運送の申込みを受けた順序 ウ. 運賃等を支払った順序
26. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の（イ）を受けなければ、その効力を生じない。（道路運送法第36条）
ア. 許可 イ. 認可 ウ. 承認
27. 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その（ア）前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（道路運送法第38条）
ア. 三十日 イ. 六十日 ウ. 九十日
28. 貸切バス事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を（ウ）間保存しなければならない。（運輸規則第3条）
ア. 3ヶ月 イ. 6ヶ月 ウ. 1年
29. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時（イ）しておかなければならない。（運輸規則第35条）
ア. 確保 イ. 選任 ウ. 募集
30. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、乗務記録を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を（ア）年間保存しなければならない。（運輸規則第25条）
ア. 1 イ. 2 ウ. 3
31. 旅客自動車運送事業者は、（イ）歳以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。（運輸規則第38条）
ア. 60 イ. 65 ウ. 70
32. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を（ア）しなければならない。（運輸規則第44条）
ア. 常に清潔に保持 イ. 可能な限り清潔に保持 ウ. 運行のたびに清潔に保持
33. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う（ア）を受け、報告をすること。（運輸規則第50条）
ア. 点呼 イ. 確認 ウ. 面談

Ⅲ. 一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者として選任してはならない者を定めていますが、それはどのような者ですか。下記の中で選任してもよい者には○印を、そうでない者には×印を記入しなさい。（運輸規則第36条）

- ① 日日雇い入れられる者 (×)
- ② 二月以内の期間を定めて使用される者 (×)
- ③ 試みの使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。） (×)
- ④ 十四日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であって実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。）を受ける者 (×)

Ⅳ. 次の法令の（ ）にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を記入しなさい。

旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（エ）以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が（ク）で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により（キ）しなければならない。（運輸規則第47条の7）

ア. 15日	イ. 30日	ウ. 60日	エ. 100日	オ. 1年
カ. 法	キ. 公表	ク. 告示	ケ. 通達	コ. 命令
サ. 省令	シ. 報告	ス. 指導	セ. 届出	ソ. 回答